

水戸市オセロ普及啓発活動補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本市が発祥の地であるオセロの普及を促進するため、予算の範囲内において、オセロ普及啓発活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 市内に活動の拠点を置いていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団（水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団の維持運営に協力又は関与をするものその他暴力団と社会的に非難される関係を有するものでないこと。
- (4) 団体の代表者及び役員が水戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象団体において使用するオセロ盤（一般社団法人日本オセロ連盟が公認するオセロ盤に限る。）の購入（市内の小売業者から新品のオセロ盤の購入をする場合に限る。以下「オセロ盤の購入」という。）に係る経費
 - (2) 市内におけるオセロの講座の開催に係る会場の借上げに係る経費、講師への謝礼その他市長が適当と認める経費
 - (3) 市内におけるオセロの大会の開催に係る企画運営に係る経費、会場の借上げに係る経費その他市長が適当と認める経費
- 2 同一の年度において既に補助金の交付を受けた団体については、前項の規定にかかわらず、当該補助金の補助対象経費と同項における該当する号が同一の経費を補助金の交付の対象から除外する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合計した額の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる補助対象経費 当該補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は10,000円のいずれか低い額
- (2) 前条第1項第2号に掲げる補助対象経費 当該補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は30,000円のいずれか低い額
- (3) 前条第1項第3号に掲げる補助対象経費 当該補助対象経費の額に2分の1を乗じ

て得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は30,000円のいずれか低い額

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、オセロ普及啓発活動補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、オセロ普及啓発活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした団体に通知するものとする。

(変更の申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付の決定を受けた団体」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにオセロ普及啓発活動補助金変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の変更(20パーセントを超えない範囲内の変更を除く。)をしようとするとき。
- (3) 補助金に係るオセロ盤の購入又はオセロの講座若しくは大会の開催(以下「オセロ盤の購入等」という。)を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、オセロ普及啓発活動補助金変更等承認通知書(様式第4号)により当該申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付の決定を受けた団体は、オセロ盤の購入等が完了したときは、オセロ普及啓発活動補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係るオセロ盤の購入等が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、オセロ普及啓発活動補助金額確定通知書(様式第6号)により当該報告をした団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 交付の決定を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、オセロ普及啓発活動補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、交付の決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 交付の決定を受けた団体は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第12条 交付の決定を受けた団体は、オセロ盤の購入等に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 (平成30年10月1日告示第192号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年2月22日告示第45号)

この要項は、公布の日から施行する。

年 月 日

水戸市長 様

所在地
名称
代表者氏名

オセロ普及啓発活動補助金交付申請書

オセロ普及啓発活動補助金の交付を受けたいので、水戸市オセロ普及啓発活動補助金交付要項第 5 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費の区分（該当するものに○をつけること。）

オセロ盤の購入 ・ オセロの講座の開催 ・ オセロの大会の開催

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 団体の概要及び活動実績が分かる書類
- (2) 補助対象経費の区分がオセロ盤の購入である場合にあっては、見積書等オセロ盤の価格が分かる書類
- (3) 補助対象経費の区分がオセロの講座の開催又はオセロの大会の開催である場合にあっては、当該講座又は大会の開催に係る事業計画及び収支計画が分かる書類
- (4) 市税の完納証明書又は市税の納付状況確認同意書（別紙）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙

年 月 日

市税の納付状況確認同意書

水戸市長 様

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

オセロ普及啓発活動補助金の交付の申請の審査に伴い、市税の納付状況について確認されることに同意します。

水戸市記入欄

申請者 滞納なし
滞納あり 市県民税 ・ 固定資産税 ・ 軽自動車税 ・
その他 ()

年 月 日
収 税 課 長

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

オセロ普及啓発活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったオセロ普及啓発活動補助金については、下記のとおり決定したので、水戸市オセロ普及啓発活動補助金交付要項第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市オセロ普及啓発活動補助金交付要項の規定を遵守すること。
 - (2) 前号の規定に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

水戸市長 様

所在地
名称
代表者氏名

オセロ普及啓発活動補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けたオセロ普及啓発活動補助金について、下記のとおり変更等をしたいので、水戸市オセロ普及啓発活動補助金交付要項第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

オセロ普及啓発活動補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等の申請のあったオセロ普及啓発活動補助金については、下記のとおり承認したので、水戸市オセロ普及啓発活動補助金交付要項第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認の内容
- 2 変更前の補助金の額 円
- 3 変更後の補助金の額 円
- 4 変更増減額 円
- 5 備考

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

水戸市長 様

所在地
名称
代表者氏名

オセロ普及啓発活動補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けたオセロ普及啓発活動補助金について、オセロ盤の購入等が完了したので、水戸市オセロ普及啓発活動補助金交付要項第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 円

2 添付書類

- (1) 領収書等の写し
- (2) オセロの講座の開催又はオセロの大会の開催に係る実績報告にあつては、当該講座又は大会の実施状況が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

オセロ普及啓発活動補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあったオセロ普及啓発活動補助金について、下記のとおり金額が確定したので、水戸市オセロ普及啓発活動補助金交付要項第 9 条の規定により通知します。

記

確定補助金額

円

年 月 日

水戸市長 様

所在地
名称
代表者氏名

オセロ普及啓発活動補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知を受けたオセロ普及啓発活動補助金について、補助金の交付を受けたいので、水戸市オセロ普及啓発活動補助金交付要項第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	